



## Osaka Gakuin University Repository

Title	NPO 法人と法改正の関係についてのデータ分析 Data Analysis of the Relationship Between NPOs and Legal Amendments
Author(s)	松田 良子 (Ryoko Matsuda)
Citation	大阪学院大学 商・経営学論集 (OSAKA GAKUIN UNIVERSITY REVIEW OF COMMERCE AND BUSINESS ADMINISTRATION), 第 50 巻第 2 号 : 1-23
Issue Date	2025.03.31
Resource Type	ARTICLE/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

# NPO法人と法改正の関係についてのデータ分析

松田 良子

## Data Analysis of the Relationship Between NPOs and Legal Amendments

Ryoko Matsuda

### ABSTRACT

In 1998, NPO Law was enacted. The law was characterized by a unanimous vote that transcends political party factions. NPOs are relatively new types of organizations.

In this paper, we would like to explore the outline of NPOs in Japan at first. Next, we will investigate the relationship between NPOs and legal amendments. We will consider how NPOs were able to survive responding to changes. We use data analysis in our research.

---

(2025.1.16 受付 / 2025.1.30 受理)

## はじめに

NPO法人はNPOとよく混同されがちである。NPOとは営利を目的としない組織、つまり非営利組織（以下NPO）の英略語であり、NPO法人はNPO法に基づいて設立された法人のことをさす。NPO法人は広義のNPOのなかの1つの形態であるので、区別して議論する必要があるだろう。

NPO法人とは特定非営利活動法人のことであり（以下NPO法人）、1998年3月成立、1998年12月に施行された特定非営利活動促進法（以下NPO法）のもとで誕生した比較的新しい形態の組織である。その特徴は党を超えた議員立法であったこと、全会一致で議決されたことなどがある。成立の陰では超党派の議員連盟が活躍したとも言われている<sup>i</sup>。

本稿では、日本におけるNPO法人の現状を概観したのち、NPO法人がどのように生まれて今日までどのような変革に対応しながら組織として継続してきたのかについて、法改正と照らし合わせながらデータ分析をおこなっていく。

## I 日本のNPO法人の現状

### 1 認証数と解散数—どれだけのNPO法人が生まれ、また消えているか—

日本のNPO法人は、所轄庁の許可を得て申請から登記まで最短3か月で認証される。所轄担当は、主たる事業を行っている都道府県知事または指定都市の長となっている。

2024年7月31日現在、都道府県に認証されているNPO法人は39,057法人、指定都市に認証されているNPO法人は10,735法人、合計49,792法人で活動をおこ

---

i 松原明（2009）「NPO法改正のポイントはどこか」『月刊社会民主』、62頁。

なっている<sup>ii</sup>。

認証所轄庁	法人数
東京	8,807
大阪	1,746
埼玉	1,745
千葉	1,561
神奈川	1,443

図表 1：認証が多い都道府県ベスト 5

認証所轄庁	法人数
福井県	243
島根県	276
鳥取県	295
高知県	326
秋田県	350

図表 2：認証数が少ない都道府県ベスト 5

図表 1、図表 2 をみると、都市部で認証されているNPO法人が多く、比較的人口の少ない地域では認証されているNPO法人が少ないことがわかる。東京都は特に突出しており、現在でもNPO法人が活躍できる余地があるのではないかと期待される。

下記は、全国的なNPO法人の認証数を地理的分布で示したものである。

---

ii 内閣府NPOホームページ、<https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-seni>、最終閲覧日2024年12月31日。

## 地域別NPO法人数

色の分類について

NPO認証数

(濃い順)

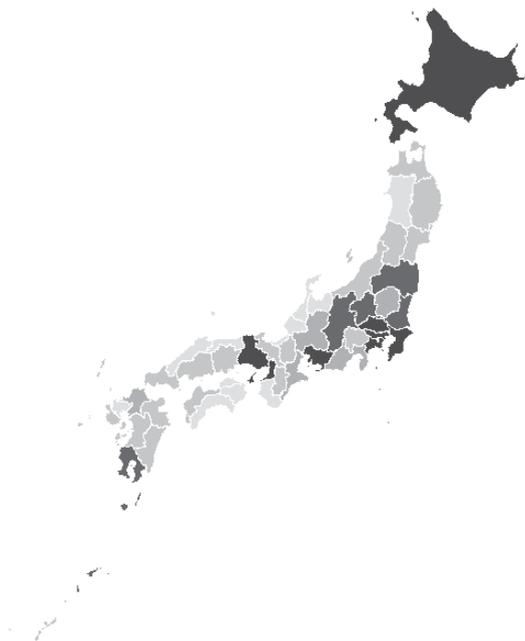
・1000以上

・800-999

・600-799

・400-599

・399以下



図表3：地域別NPO法人の認証数

NPO法人は地域的にみると上記であげられていた都市部だけでなく、北海道から鹿児島まで、幅広い地域で活動していることがわかる。NPO法人も事業体であるので、需要があることが組織の継続に大切な要件であると思われる。活動しているNPO法人が多い地域は、これまでNPO法人が必要とされてきた地域であると推測できる。

また、最新のNPO法人の解散数にも着目したい。

所轄庁	解散数	認証数
福島県	286	926
富山県	120	395
沖縄県	349	468
大分県	331	441
福岡県	604	793
都道府県	20,702	39,057
指定都市	5,344	10,735

図表4：NPO法人の解散数<sup>iii</sup>

都道府県で認証されたNPO法人が39,057法人であるのに対し、解散数は20,702法人と約半数のNPO法人が解散をしている。指定都市でも、認証されたNPO法人が10,735法人であるのに対し、およそ認証の半数にあたる5,344法人が解散している。現状として、NPO法人は組織として生まれてはいるが、解散をして消えていっているという事実にも注目したい。

原則的には、認証数が多い地域の解散数が多いのであるが、福岡県、大分県、沖縄県は、認証数は平均的であるが解散数が多くなっていた。また、福島県、富山県は、認証数は少ないものの解散数も少なかった、つまり、前者はNPO法人の活動が定着しにくい土壌や地域システムがあり、後者はNPO法人が活動しやすい土壌や地域システムがあるのではないかと推測される。

NPO法人の数を増やし、活動を定着させたいのであれば、このような地域の調査をして定着しやすい要因を探り、活動しやすい環境を整えることが必要になってくるだろう。

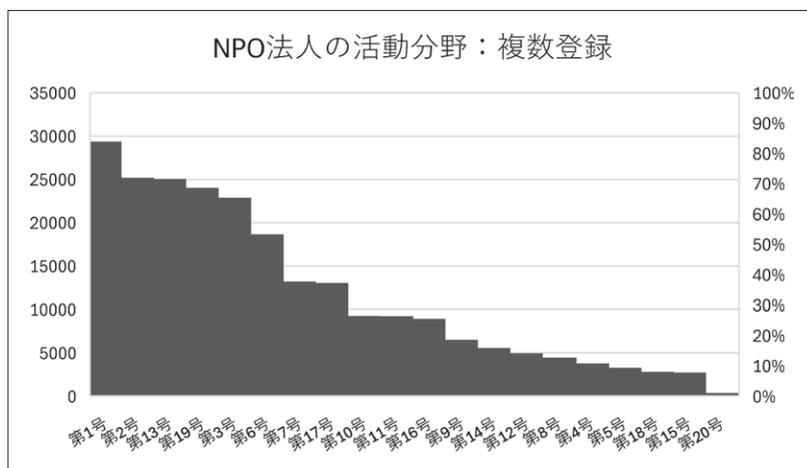
全体的な組織数の動向については、データ分析で明らかにしていく予定である。

---

iii 特徴的な解散数を示す都道府県をあげている。

## 2 NPO法人が活動する特定非営利活動項目

現在活動しているNPO法人がどのような分野で活動しているのかについて詳しくまとめていこう。



図表 5：NPO法人の活動分野別法人数（複数登録制）

現状、NPO法二条（二条関係）で定められている特定非営利活動20項目が、どのくらいNPO法人の活動目的として設定されているかを表した図表である。複数記載が認められているため、20～30%の活動目的率であれば、その項目は比較的少ないのではないと思われる。

50%を超えている上位6項目についてはNPO法人が活躍することのできる分野だと考えられるとともに、15%を下回る下位6項目については、NPO法人の活動があまり期待されない分野だと考えることができるだろう。わが国のNPO法人において、多い分野と少ない分野それぞれについて簡単にまとめておくことにする。

項目（多い順）	主な内容
第1号	保健、医療、福祉の増進
第2号	社会教育の推進
第13号	子どもの健全育成の推進
第19号	他のNPO法人の運営・活動に関する連絡、助言、援助
第3号	まちづくりの推進

図表6：日本のNPO法人の活動分野（上位6項目）

項目（少ない順）	主な内容
第20号	都道府県・指令都市の条例で定める準活動
第15号	科学技術の振興
第18号	消費者の保護
第5号	農山漁村、中山間地域の振興
第4号	観光の振興
第8号	災害救助活動

図表7：日本のNPO法人の活動分野（下位6項目）

着目したいのは、活動分野の項目番号の成立順である。多い順であげられた項目の第13号以外は初期から設定されている活動分野であるし、少ない順であげられた項目の第8号以外は追加で増えた活動分野である。

それらの点を考慮すると、新しくできた項目は組織に浸透しにくい、もしくは一過性で終わる可能性が考えられる。また、登録が多い活動分野項目は、社会保障全体を表すような性質であるのに対し、登録が少ない活動分野項目は少数の弱者を助ける意味合いを持つものが含まれているような印象を受ける。

## Ⅱ NPO法改正について

本章では、NPO法人がどのように変遷してきたのかについて、NPO法改正と対照させながら考察していく。NPO法改正について論じたあと、変遷についても検討を行っていく。

本稿では、NPO法改正の目的を、(1)税制改革、(2)法人格申請手続きの改革、(3)特定非営利活動項目の増変、の3点だと考える。これらはいずれもNPO法人の新設数を増やそうとする目的をもっている。そしてその中の(3)に焦点を合わせて検討を行うことにする。

短い間に社会環境はめまぐるしく変化をする。法案が成立した頃には話題にも上がっていなかったような問題が今は社会をにぎわしているのが実情だ。社会が多様化することは、社会的活動も多様化することであり、NPO法人の活動もまた等しく多様化していくことが求められる。

(1)と(2)はとても複雑で、NPO法改正の回数以上に少しずつ変化しているため機会を改めて検討をする必要があるだろう<sup>iv</sup>。

NPO法は成立から現在までに4回の法改正が行われている。NPO法改正の内容の(3)をみていくことで、どのような社会的変革の必要性があったのかを把握することができるだろう。そして、実際にその改正は意図通りNPO法人数の増加をもたらしたのかについて、データ分析より明らかにしていく予定である。

### 1 医療法改正の事例

NPO法人はNPOの形態のひとつであり、NPOには、社団法人、財団法人、協同組合、医療法人、学校法人など大規模な組織も含まれている。本稿は

---

iv 特に、これらは法人数の増加に効いている要素ではないかと予測されるため、急がれる課題である。

NPO法人に焦点を合わせているため、他形態のNPOについての言及はしていないが、ここで「法改正が機能増加に大きな影響を与えている医療法改正の事例」を紹介する<sup>v</sup>。

医療法は1948年に成立した医療政策を表したものである。医療法の改正は1986年に始まり、現在まで9回を数えている。新設された医療機能に注目して、医療法改正についてまとめる。

改正（年次）	新しく増えた機能
第1次改正（1986年）	－
第2次改正（1993年）	特定機能病院、療養群病床（病院）
第3次改正（1998年）	地域医療支援病院、療養群病床（診療所）
第4次改正（2001年）	一般病床、療養病床
第5次改正（2007年）	社会医療法人
第6次改正（2014年）	－
第7次改正（2015年）	地域連携推進法人
第8次改正（2017年）	－
第9次改正（2023年）	－

図表8：医療法改正と新しい機能

医療法改正を、新しい機能の創設に絞ってまとめた結果である。図表によると、半数以上の法改正において、新しい機能が複数創設されていることがわかる。

それでは、NPO法人ではどのようなNPO法改正の変化があったのかについてみていくことにしよう。

v 医療法が対象としている組織もNPOであるため、法改正が影響を与える事例はNPO法人を検討するうえで参考になるだろう。

## 2 NPO法と改正の経緯

### (1) NPO法の成立

1995年に発生した阪神淡路大震災の影響でボランティア活動への機運が高まり、それまで草の根的な団体で活動していた団体に法人格を与え、組織として活動しやすくなるように、また公益的なサービスを担うことを期待されてNPO法は成立した。

NPO法は1998年の成立当時から不完全であることは認識されており、先送りしていた部分を早期に解決する必要があった<sup>vi</sup>。

成立当初のNPO法は、「特定非営利活動」とは、下記に掲げる活動に該当するものと定義されていた12項目であった<sup>vii</sup>（初期12分野）。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動

---

vi 松原明（2009）「NPO法改正のポイントはどこか」『月刊社会民主』、62頁。

vii 大島英樹（2014）「NPO法改正にもとづく公益性の基準に関する検討－社会教育の視点から－」『立正法学論集』第47巻第2号、p.129,130。  
また、項目番号はすべて新番号に統一している。

## 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡又は助言、援助の活動

それでは、以下にNPO法の法改正の経緯をまとめていこう。それぞれの法改正について、年次、特定非営利活動項目の変更、改正の背景や特記すべき社会環境の変化についてまとめていく。

### (2) 1次法改正について

NPO法の1次法改正は2002年12月成立、2003年5月に施行されている。先述の通り、1次改正は成立時から織り込み済みであった。「NPO法の施行から、2年以内に検討し、3年以内にその検討に基づいて措置を講じる」と期限が設けられていたからだ（松原、2000、62頁）。1998年に施行されたNPO法は2001年までに先送りとなっていた議論をまとめて、十分に検討された法律として提案される必要があった。

NPO法の改正の検討は、国会議員、政府、NPOの三者で進められていたが、慎重な議論が続き1次改正が成立、施行されるまでに予定よりも時間がかかった（松原、2000、62-63頁）。

結果として、1次改正では特定非営利活動が5項目追加された。新しく増えた項目が、役割を果たすことを期待されて作られた改正部分であるといえよう。

### <新しく増えた活動項目（1次改正以降の5分野）>

- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動

14から18までの5項目は、それまでの特定非営利活動12項目の中にはなかった。社会情勢的に、情報、科学技術、経済活動の発達や活性化が目覚しかったり、雇用機会拡大や消費者保護に関する議論が活発になったりした時期であると思われる。活動の目的として新しく申請したいと考えるNPO法人が多くなったため、追加されたのだろう。

NPO法改正が効果を発揮し、効果が表れるまでの期間については、施行が5月であることから施行翌年と施行翌々年の2年間のデータを参照することにする。

### (3) 2次法改正について

NPO法の2次法改正は2011年6月成立、2012年4月に施行されている。

1次改正からおよそ10年ぶりの改正となり、それまでに不十分であると議論されていた部分が修正された。結果として、2次改正では特定非営利活動が3項目追加された。

<新しく増えた活動項目（2次改正以降の3分野）>

4 観光の振興を図る活動

5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

2003年から観光立国を目指し、政府は外国人観光客の誘致をするようになった<sup>viii</sup>。前改正から社会環境として変わった点は、このインバウンド（訪日外国人客）という言葉が知られるようになり、実際に観光客が増えていったこと

---

viii 国土交通省環境庁ホームページ、[https://www.mlit.go.jp/kankochu/news02\\_000507.html](https://www.mlit.go.jp/kankochu/news02_000507.html)、最終閲覧日2025年1月1日。

だ。2013年には訪日観光客が1,000万人を超え、インバウンドという言葉も社会に浸透していった。

また、2011年3月には未曾有の大災害である東日本大震災が発生し、各方面で復興が進む中、長期的な復興対策として、漁村地区等の産業復興を進めようとする試みもあった<sup>ix</sup>。

法改正が効果を発揮し、効果を表すまでの期間について、施行が4月であることから、施行翌年と施行翌々年の2年間のデータを参照することにする。

#### (4) 3次法改正・4次法改正について

NPO法の3次法改正は2016年6月に成立・施行されている。NPO法の4次法改正は2020年12月成立、2021年6月に施行されている。

2次改正後は、認定NPOについての議論が続いたため、特定非営利活動項目はその後増えていない。活動項目ではなく、NPO法人を税制優遇の点で魅力ある法人にすることで、申請も簡略化し、NPO法人の数を増やそうとする狙いがあった。

法改正が効果を発揮し、効果を表すまでの期間について、2つの法改正の施行が6月であることから、施行翌年と施行翌々年の2年間のデータを参照することにする。

### Ⅲ NPO法人の変遷について—NPO法改正とともに—

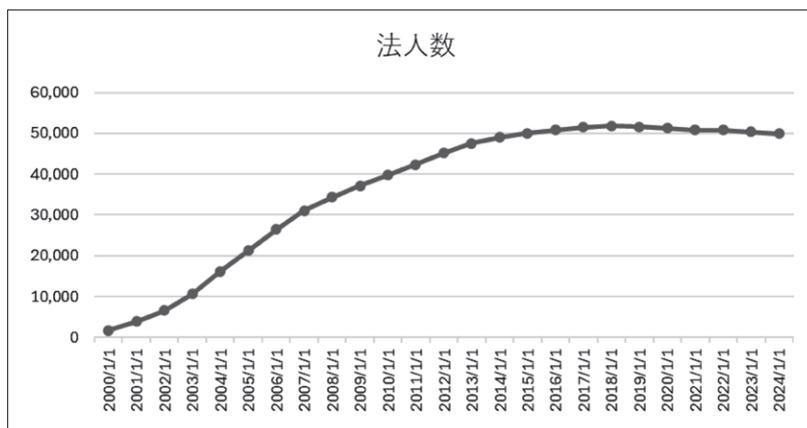
本章では、日本におけるNPOの法人数がどのように推移しているのかについてデータを整理していく。法人の総数とともに、分野別法人数についても時系列で検討を加えていく。検討期間はNPO法が成立した1998年以降、データ

---

ix 令和6年能登半島地震に係る水産業再生復興緊急要請、<https://suisankai.or.jp/wp-content/uploads/2024/01/240115request.pdf>、最終閲覧日2025年1月1日。

が存在する2000年から2024年までの25年間で、年度末の数値を用いることにする。

以下が、NPO法人数の推移である。2024年3月31日現在、およそ50,000のNPO法人が認証され活動している<sup>x</sup>。

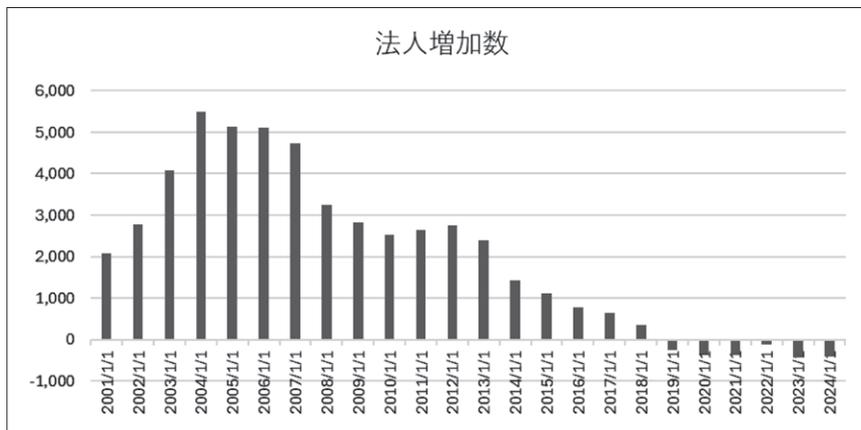


図表9：NPO法人数の推移

図表9をみると、NPO法成立から右肩あがりに法人数が増えているが、2014年頃から頭打ちとなり2019年頃からわずかながら減少傾向となっている。

上記の傾向をより分かりやすくするために、年次ごとの法人増加数を算出してみる。

x 内閣府NPOホームページ、<https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-seni>、最終閲覧日2024年12月31日。



図表10：年次別法人の増加数

1次改正の効果は2004年、2005年のデータを参照する。図表10の中でも設立数が多いトップ2の年となっており、1次改正は「法人数を増やす」効果を発揮したといえる。

2次改正の効果は2013、2014年を参照する。増加は少しではあるが、徐々に減少傾向にあり、「法人数を増やす」効果は少しにとどまった。

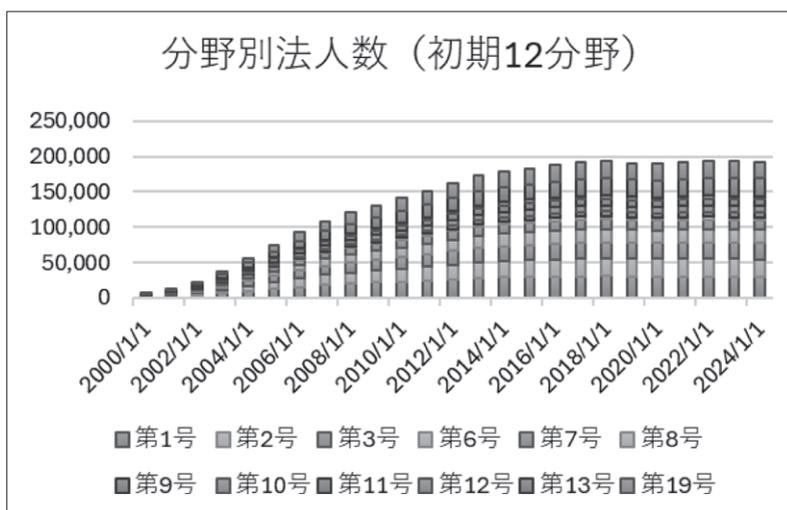
3次改正についても増加は微々たるものであるし（2017年、2018年）、4次改正にいたっては法人数が減少しており「法人数を増やす」効果は全くみられなかった（2022年、2023年）。

以上から、法改正をしてNPO法人数を増やすという目的は、1次改正と2次改正のみ効果がみられたが、それ以外は法改正をしても意図通りNPO法人を増やすことが出来なかったということがわかった。

次に分野別での推移はどのようになっているかについて結果をみていこう。分野は2段階で項目数が増えているため、初期から継続している12項目、1次

改正以降増えた5項目、2次改正以降増えた3項目の3つに分けて推移をみていく。

また、NPO法人は活動項目に主たる活動分野の記載がなくおよそ10程度の活動項目を記載するのが平均的であるため、法人数より分野別登録法人数の方が多くなっている。

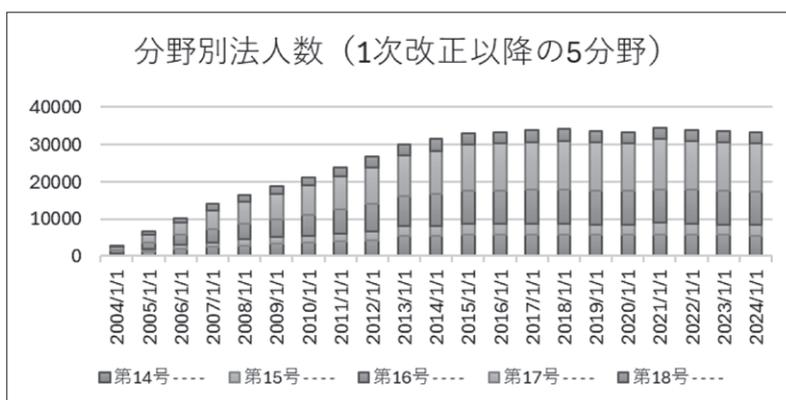


図表11：分野別法人数（初期の12分野）

図表11の分野は元々からある活動項目であるので、法改正の特定非営利活動項目の増加の影響は受けないだろう。そのため、NPO法人数と同様に、成立から2018年までは右肩あがり増加しているが、その後緩やかな減少傾向がみられる。

そして、項目1～5と、11、19は数が多いものの、それ以外の分野は数が少

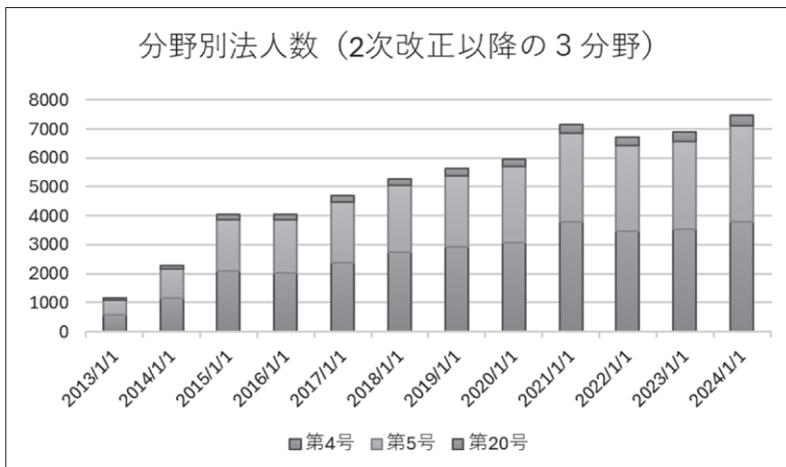
なくNPO法人の活動目的としてほぼあげられていないことがわかった。少なかった分野「災害救護活動」「地域安全活動」「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」については、既にそれらの事業の整備が進んでいて、NPO法人が新しく参入する余地がなかったことなどが活動目的としてあげられない理由として考えられる。



図表12：分野別法人数（1次改正以降の5分野）

図表12の分野は1次改正以降に増えた5項目である。新設されたので、成立、施行に近い年は増え幅が大きい。2018年まで右肩あがりで、以降減少傾向であることから、活動分野の登録数はNPO法人の認証数に比例していることがわかった。

また、登録では、「科学技術の振興を図る活動」「消費者の保護を図る活動」は伸び悩んでいるものの、「経済活動の活性化を図る活動」「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」は数が多かった。後者の項目たちはNPO法人の活動を活性化させることのできる分野であることがうかがえる。



図表13：分野別法人数（2次改正以降の3分野）

2次改正以降の図表は、急伸したり、伸びがとまったり、また増えたり減ったりと説明が難しい図表になった。2019年以降、NPO法人数は下降傾向であるので、それを加味すると「観光の振興を図る活動」「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」は多くの登録数を示しており、新しく項目追加された価値があるといえよう。一方、「その他」という意味でつくられたと思われる「前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」は成立以降ほぼ登録がなく、新設した効果がみられないと判断できる。NPO法人は組織理念に基づいて活動しているため、目的は確固たるものが多く、曖昧なものは取り入れられないようだ。

#### Ⅳ NPO法改正の効果の検討

NPO法改正の内容は、税制改革、法人格申請手続きの改革、特定非営利活

動項目の増加、の3点で、NPO法人の新設数を増やそうとするものであった。本稿では、議論してきた特定非営利活動項目の増加について効果の検討を行うことにする。

## 1 1次改正について

1次改正では、特定非営利活動項目が5つ新設されていた。先延ばしにしてきた法案を整えた形ではあったが、新しく5つ項目が増えるということは、NPO法が5つの機能を増やしたことになるので、改正として非常に評価できるものだといえる。

また、NPO法人の数もかなり伸ばしていることから、NPO法人の増加に影響を与えていたという可能性もあるだろう。NPO法人は成長時期とも相まって、特定非営利活動項目が増えたことで、申請するNPO法人が増えたのではないかと考えられる。

## 2 2次改正について

2次改正では、社会環境の変化の影響を受けて特定非営利活動項目が3つ新設されていた。新しく3つ項目が増えるということは、NPO法がさらに3つの機能を増やしたことになるので、改正として評価できるものだといえる。

また、NPO法人の数も微増ではあるが伸ばしていることから、特定非営利活動項目が増えたことで、新たな項目を掲げて申請するNPO法人が増えたのではないかと考えられる。

この法改正の特記すべきことは、政権交代が行われ民主党が与党となって政治が行われていた時のこと、ということである。国会は参議院と衆議院とで多数派が異なるいわゆる「ねじれ国会」となり、参議院では自民党が与党で、野党が過半数を占めていたため法改正への大きな障壁となった<sup>xi</sup>。

---

xi 秋山訓子（2021）「NPO法改正と政治主導」『国際日本研究』、第13号、60、61頁。

その結果、法改正は党を超えて理念を同じくする議員たちの政治家主導により、強く推進された。秋山も、「ねじれ国会のもとでNPO法を改正するためには、超党派の議連が推進する必要がある、理念を共にする政治家による主導（政治主導）が不可欠であった」とまとめている（2021、65頁）。

### 3 その他の改正について

3次改正と4次改正では、新しく特定非営利活動項目が増えることはなかった。活動項目が増えなかったという点では、NPO法の機能が拡大しなかったため、改正として評価できるものではないといえよう。

また、NPO法人数の増加にも全く影響を与えなかった。活動項目が増えなかったためにNPO法人の数が増えなかったという考え方もできるが、法人数の推移傾向からみると、解散するNPO法人が増えたためにNPO法人の数が減少しているとも考えられるだろう。

これらの結果については、改正の影響よりも、課題としている「組織個体群の衰退」という組織生態学的な問題が影響を与えていることは無視できないだろう。

なぜNPO法人が衰退期を迎えたかという問題に対しては、代表者の高齢化と継承問題をあげたい。およそ四半世紀前に法人の代表になったトップ・マネジメント陣は、当時40前後であれば定年の年を迎えている。一般企業であれば、代表職を退いて会長におさまったとしても、経営陣は刷新され若返りが図られるものである。NPO法人でそれが行われないのは、組織の理事や幹部に若年層がいないため、活動を継承することができないからであろう。そのため、強い理念によって作られたNPO法人は、それを継ぐ者がおらず、その術もなく、解散という道を選ばざるを得ないのである。

また、NPO法人に認証されることにメリットを感じないという意見もあ

る<sup>xii</sup>。簡略化されたとはいえ、資料をそろえて管轄庁に提出し、審査後やっと認証をもらえたとしても、年に一度の事業報告書の提出を義務付けられていてそこまでうまみを感じない。それに対して一般社団法人は、申告する必要がなく要件をみたしていれば迅速に取得できるので、社会活動をしようと志す団体は、NPO法人より一般社団法人を選ぶ時期が来ているのかもしれない。

## V まとめ—課題と展望—

本稿では、日本におけるNPO法人の現状を明らかにし、NPO法人数が現在減少しているという結果を得ることができた。また、認証先を都道府県ごとにまとめた結果、NPO法人は比較的都市部とその近郊で活動しており、需要があれば地方でも活動をする事ができているようであった。NPO法人は必要とされ需要があるからこそ活動できるので、NPO法人が組織として継続していくためには、需要のある地域で活動を展開するべきだという基本的な示唆も得ることができた。

次に、NPO法人と法改正の関係を考察するにあたって、NPO法人数の推移を検討したり、NPO法改正についてそれぞれまとめたりした。医療法の改正を例にあげ、法改正をすれば何らかの機能が増えるのではないかという予測から、NPO法人でも法改正と法人数を照らし合わせてみた。NPO法の法改正がNPO法人数の増加にどのような影響を与えたのかについて、活動項目数の増加から検討をおこなう方法である。

その結果、NPO法人では、法改正によって新しい特定非営利活動項目が増えた時には法人数が増え、特定非営利活動項目が増えなかった時には法人数が増えていないということがわかった。このように内容には左右されるが、法改

---

xii データでみるNPO、<https://nponews.jp/npo/npo-data/>、最終閲覧日2025年1月1日。

正がNPO法人数を増やす効果を持つという本稿で予測した結果を得ることができた。

実践的インプリケーションとしては、NPO法人に与える法改正の影響をデータ（数値）で評価することができたことである。また、NPO法人の最新の現状とこれまでの変遷についてまとめ、整理ができたことは次の研究にもつながるであろう。

本稿のようなデータ分析は既存研究のレビューが薄くなってしまうので、様々な切り口からアプローチをして既存研究のレビューに厚みをもたせなければならないという課題が残った。とりわけ、本稿は組織个体群が長期存続する場合のアプローチである組織生態学や組織エコロジー論に基づいているのではないかという見解を検討段階で得ていたので<sup>xiii</sup>、よりしっかりレビューに努めてフレームワークとして使うことができれば、本稿の内容に説得性を与えることができるであろう。

また、法改正の意図である(1)と(2)については吟味していないので、その検討が急務である。NPO法人の活動が定着しやすい土壤やシステムなどの探究も事例研究などで明らかにできるかもしれない。

一方で、本稿でとりあげなかった、SDGsやLGBTQといった、近年になって議論がより活発になっている問題を扱うNPO法人についてもNPO法改正がいかに対応してきたかについて、今後検討していきたい。

### 参考文献

秋山訓子（2021）「NPO法改正と政治主導」『国際日本研究』、第13号、pp.53-67。

原田勉（2015）「NPO法改正・新寄付税制の制作過程－唱道連合と政策志向学

---

xiii 鈴木（2018）、鈴木（2012）、田尾（2020）、山田（2003）。

習の変遷に着目して－』『ノンプロフィット・レビュー』、第15号第1巻、pp.1-12。

木鋤岳史（2012）「多様化するNPO法人のあり方－NPO法改正の概要と考えられる影響について」『ベストパートナー』、第286号、pp.27-31。

小寺全世（2007）「社会福祉におけるNPO法人の活動状況とNPOに対する支援」『吉備国際大学社会福祉学部研究紀要』、第12号、pp.45-58。

松原明（2009）「NPO法改正のポイントはどこか」『月刊社会民主』、9月号、pp.62-66。

松村幸四郎（2022）「第4次NPO法改正がNPO法のガバナンス枠組みに与える影響」『羽衣国際大学現代社会学部研究紀要』、第11号、pp.57-70。

大島英樹（2014）「NPO法改正にもとづく公益性の基準に関する検討－社会教育の視点から－」『立正法学論集』、第47巻第2号、pp.125-148。

鈴木竜太（2018）「はじめての経営学」東洋経済新報社。

鈴木志保（2012）「企業組織と組織个体群の存続に関する生態学的接近」『オイコノミカ』、第3,4号、pp.39-52。

田尾雅夫（2020）「ボランティアの組織Ⅱ－組織論による補強－」『経済論叢（京都大学）』第194巻第3号、pp.1-21。

富吉満之（2010）「データベースを利用した農業分野のNPO法人の分類と地理的分布」『システム農学』第26号第4巻、pp.159-166。

山田啓一（2003）「組織エコロジーと組織戦略」経営情報学会全国研究発表大会要旨集、pp.59-62。

山内直人（1999）「NPO入門」日経文庫。